デ

1

史実検証

の直系の

「御曹司」であり、

一九七九年に代議士になる前は

麻生グループの中核企業の一つである麻生セメント株式会社

の社長を務めていた。

戦時中、

麻生財閥の中核企業で、

麻生太郎氏の父親が社長 一万人とも言われる多数

臣を務め、○八年九月からは首相に就任している。氏は、

眀

福岡県の筑豊炭田の石炭採掘で財をなした麻生財閥

麻生太郎氏は二○○五年一○月から○七年八月まで外務大



福林

ふくばやし・とおる れ。大阪経済法科大学 れ。大阪経済法科大学 ター客員研究セン ターを責研究セン W研究会共同代表。

> にされている。さらに、麻生鉱業は一九四五年五月から敗戦 成田豊氏が三月号の「朝鮮人強制連行と麻生鉱業」で明ら

連合軍捕虜三〇〇人を使役した歴史がある。

の朝鮮人労働者を使役していた。この詳細については、

横田

西

一氏が本誌○九年一月号の「麻生一族の過去と現在」で、

を務めていた麻生鉱業株式会社は、

資料が裏付ける捕虜使役の実態

Ï

世界 SEKAI 2009.6

国会図書館憲政資料室所蔵の 麻生鉱業『俘虜収容所 26 分所」

使役した麻生鉱業の後継者であり、戦前の日本のとった行動

ような姿勢をとるかに注目した。それは氏が朝鮮人や捕虜を アは、氏が日本の戦争責任や近隣諸国との外交についてどの

麻生太郎氏が外務大臣や首相に就任した時、外国の

メディ

麻生鉱業の捕虜使役を否定し続けた麻生氏と政府

を擁護する新国家主義者と見なされていたからである。

ストファー・

ン・フォー

当時日本に在住していたイギリス人ジャ カス」で、 リード氏は、二〇〇六年五月六日付 麻生一族の歴史的背景を述べ、 ナリストのク

「ジャ

ij

なることなどを批判し、イギリスなどで反響を呼んだ。 新国家主義的な立場がアジア諸国との善隣友好関係に障害に 使役しながら何の補償も行なっていないこと、麻生太郎氏の 業が戦時中、多数の朝鮮人労働者や連合軍捕虜を強制労働に

史と麻生鉱業での捕虜使役に関する記事を掲載した。 **虜を慰霊する東大阪市の重願寺を参拝した時、イギリスやオ** 二〇〇六年七月、 ストラリアなどのメディアは、日本軍による捕虜虐待の歴 麻生外相が大阪俘虜収容所で死亡した捕

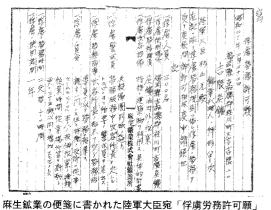
炭鉱会社麻生鉱業を所有していた」と記述した。 強制連行や北朝鮮の拉致問題での日本政府の対応を批判した の家族は、アジア人と西洋人強制労働者を使った福岡にある オオニシ・ノリミツ記者の記事を掲載し、後者は「麻生外相 ンターナショナル・ヘラルド・トリビューン」紙が、 二〇〇六年一一月、「ニューヨーク・タイムズ」紙と「イ 中国人

ることは全く不当である」と反論した。 これに対し、ニューヨークの日本総領事館がホ 「証拠の提示もなしに、このような断定的な表現を用 ムペ ージ V

明する記事を発表した(五月二九日付「ジャパン・タイムズ」)。 を否定していることを批判し、麻生鉱業による捕虜使役を証 ム・アンダーウッド氏が、麻生太郎氏や外務省が捕虜の使役 二〇〇七年には、久留米工業大学の講師だったウイ アなどが相次いで麻生鉱業の捕虜使役について報道し、 在日外国人ジャー ナリストや研究者、 ij P

> れを否定し続けたのである。 日本政府の姿勢を問いかけたが、 日本政府と麻生太郎氏 はそ

生鉱業が敗戦直後に俘虜情報局に提出したものであり、 で取りあげられた。 「麻生鉱業報告書」を提示し、麻生鉱業の捕虜使役の事実に 三日、民主党の藤田幸久議員によって参議院外交防衛委員会 を優遇したことを述べて戦犯追及を免れようとした姿勢が窺 ところが、麻生鉱業捕虜使役問題は、二〇〇八年一一月 麻生首相・中曽根外相に質問した。この資料は、 藤田議員は、 米国国立公文書館所蔵の 捕虜 麻



交防衛委員会での質 藤田議員の参議院外

書かれ、 二月一六日に、 証拠書類であった。 うもない捕虜使役の 料を藤田議員に提示 局から引き継いだ資 労働省が旧俘虜情報 その結果、政府は一 れており、否定しよ 鉱業の社用便せんに われる文書で、 一二月一八日の 社印も押さ 厚生 麻生

記事を削除した。に掲載されていた「ニューヨーク・タイムズ」紙等への反論に掲載されていた「ニューヨークの日本総領事館のホームページ問に答えて、麻生鉱業の捕虜使役の事実を公式に認めたので問に答えて、麻生鉱業の捕虜使役の事実を公式に認めたので

いくつも存在していた捕虜使役の証拠

時中、日本国内には延べ約一三〇カ所の捕虜収容所が置かれ、内地俘虜収容所』(不二出版)を出版した。これによって、戦義男氏は、これをベースにして、一九八六年に『大日本帝国様)がまとめられており、阿南工業高等専門学校教授の茶園様。がまとめられており、阿南工業高等専門学校教授の茶園年に、俘虜情報局編『俘虜取扱の記録』(防衛研究所図書館所年版)がまとめられており、阿南工業高等専門学校教授の茶園であったため、第二次大戦中の日このような資料は非公開であったため、第二次大戦中の日

ている。 隈炭鉱にいたオーストラリア兵捕虜の回想記なども収められある。さらに、オーストラリア戦争記念館には、麻生鉱業吉

三月にはTBSがジョー・クームス氏へのインタビューをニルー・ギガー氏 (一九二〇年生まれ)、ジョー・クームス氏 (一九二〇年生まれ)につれ一九年生まれ)、ジョー・クームス氏 (一九二〇年生まれ)につれ、テーサー・ギガー氏 (一九二〇年生まれ)、ジョン・W・ホール氏 (一九二八年生まれ)、ジョン・W・ホール氏 (二十十年)、アーサー・ギガー氏 (一九二〇年生まれ)、ジョン・W・ホール氏 (二十十年)、アーサー・デガー氏 (一九二〇年生まれ)については、今年初めに藤田議員が電話インタビューを二十年がある。

(http://www.powresearch.jp) に掲載した。

(http://www.powresearch.jp) に掲載した。

(http://www.powresearch.jp) に掲載した。

(http://www.powresearch.jp) に掲載した。

また、私は二〇〇六年に米国国立公文書館を調査し、二六分所関係資料として、上述の藤田議員が国会質問で提出した分所関係資料として、上述の藤田議員が国会質問で提出した分所関係者の供述書、分所の平面図、分所の日本人職員の名簿や捕虜の名簿などもあることが分かった。そして、これら分所関係者の供述書、分所の平面図、分所の日本人職員の名簿や捕虜の名簿などもあることが分かった。そして、これらの資料は、日本の国会図書館もマイクロ複写し、憲政資料室に保管されていることも判明した。

捕虜三人のマニラでの宣誓供述書(一九四五年一○月六日付)も崎造船所から麻生鉱業吉隈炭鉱に送られたオーストラリア兵(マイクロフィルム)には、シンガポールで捕虜になり、神戸川また、国会図書館憲政資料室所蔵のGHQ国際検察局資料

ュース番組で放映した。

となど、もともと隠しようもない事実であったのである。となど、もともと隠しようもない事実であったのである。周辺の人々は捕虜を見かけたことや、敗戦後、米軍機がる。周辺の人々は捕虜を見かけたことや、敗戦後、米軍機がる。日本政府や麻生首相がいくらとぼけても、捕虜がいたこる。日本政府や麻生首相がいくらとぼけても、捕虜がいたこる。日本政府や麻生首相がいくらとぼけても、捕虜がいたことなど、もともと隠しようもない事実であったのである。となど、もともと隠しようもない事実であったのである。となど、もともと隠しようもない事実であったのである。

麻生鉱業での捕虜の待遇――虐待はあったか?

活・労働の待遇を与えなければ国際法違反となる。と自体は国際法でも認めているところであるが、人道的な生度自体は国際法でも認めているところであるが、人道的な生と自体は国際法でも認めているところであるが、 浦問題は決着したことになる。そこで次に問題になるのが、 浦問題は決着したことになる。そこで次に問題になるのが、 浦りが変が、 東実関係についてはいずれにしても、麻生鉱業が吉隈炭鉱で捕虜を使役していいずれにしても、麻生鉱業が吉隈炭鉱で捕虜を使役していいずれにしても、麻生鉱業が吉隈炭鉱で捕虜を使役してい

以下のようなことが分かる。
これについて、前述の各種資料によって検証してみると、

やシンガポールの収容所に比べればましだった(ただし、殴ら力はなく、捕虜たちがそれまで過ごしてきた神戸川崎造船所物で、悪くなかった。監視員によるひどい集団制裁などの暴囲まれており、六棟の捕虜の宿舎があった。宿舎は新しい建岡の俘虜収容所第二六分所の周囲は高さ三メートルの塀で

いたと思われる)。

労働は、昼夜二交代で一日一二時間労働という苛酷なもの 労働は、昼夜二交代で一日一二時間労働という苛酷なもの と表させられた。坑道口から切羽まで降りて行くのに に業などをさせられた。坑道口から切羽まで降りて行くのに であった。採炭作業や、石炭を満載した重いトロッコを押す であった。採炭作業や、石炭を満載した重いトロッコを押す

れた。 薬品の支給は皆無で、病気の捕虜も炭鉱で働くことを強制さ 、食事は非常に粗末で、今までで一番悪かったが、衣類や医

のたという証言は全くない。 以上のような状態は、捕虜にとっては虐待以外の何物でも なかったであろう。日本側からすれば、食料・衣類・医薬品 ながったであろう。日本側からすれば、食料・衣類・医薬品 国内のお家の事情であって、国際的には通用しない理屈であ る。なりふりかまわぬ戦時増産のために、一日一二時間労働 る。なりふりかまわぬ戦時増産のために、が とれば日本 と強いたことは弁解の余地がなく、また、捕虜が賃金をもら を強いたことは弁解の余地がなく、また、捕虜が賃金をもら を強いたことは弁解の余地がなく、また、捕虜が賃金をもら を強いたことは弁解の余地がなく、また、捕虜が賃金をもら を強いたことは弁解の余地がなく、また、捕虜が賃金をもら を強いたことは弁解の余地がなく、また、捕虜が賃金をもら を強いたことは弁解の余地がなく、また、捕虜が賃金をもら を強いたことは弁解の余地がなく、また、捕虜が賃金をもら を強いたことは弁解の余地がなく、また、捕虜が賃金をもら

多数の死者が出た可能性もある。 虜たちは体力の限界に達しており、もう少し戦争が長引けば幸い、麻生鉱業での捕虜の死者は二人にとどまったが、捕

オーストラリア 二〇〇一年 二万五〇〇〇ASドルイギリス 二〇〇〇年 一万ポンド (約一六〇万円)カナダ 一九九九年 二万四〇〇〇CAドル (約一八四万円)

オランダ 二〇〇一年 三五〇〇ギルダー (約二六万円) ニュージーランド 二〇〇一年 三万NZドル(約二〇〇万円)

れば、相当な高額になるはずである)や、捕虜たちの被った苦痛 るのかどうかという根本的な疑問がある。また、上記で支払 求であり、政府間の取り決めで勝手に放棄することが許され それが損なわれた場合の補償というのは、いわば自然権的要 補償は切り捨てられたのである。個人の生命・財産の維持と、 ある。そのため、連合国やアジア諸国の戦争被害者個人への 合国の要求を押さえて結ばせたという背景を想起するべきで 共の防波堤」の役割を負わせることとの引き換えに、他の連 下で、アメリカが対日援助による出費を抑制し、日本に「反 条の賠償請求権放棄というのは、日本経済の逼迫という状況 う理屈になる。それはそれで一定の根拠はあるのだが、一四 れたことから、それぞれの旧連合国政府が肩代わりしたとい を補う代償としては、 われた金額も、利息を含む未払い賃金(現在の貨幣価値に換算す スコ平和条約一四条によって対日賠償請求権の放棄が定めら これは、本来、日本が支払うべき補償金を、サンフランシ (*内海愛子『戦後補償から考える日本とアジア』など) 決して十分な額ではない。

戦後補償問題は未解決

そうであろうか。 平和条約で全ての補償問題は解決済みとしているが、本当に平和条約で全ての補償問題は解決済みとしているが、本当に

一九五一年九月に調印されたサンフランシスコ平和条約の一九五一年九月に調印されたサンフランシスコ平和条約の一九五二年た、日本政府に賠償責任があることを述べている。また、第一六条では、日本の在外資産を赤十字国際委員会にまた、第一六条では、日本の在外資産を赤十字国際委員会にまた、第一六条では、日本の在外資産を赤十字国際委員会にまた、第一六条では、日本の語はイギリスの例で見ると、一人当たり約八万円程度の微々たるものであった(朝日新聞戦後補償問り約八万円程度の微々たるものであった(朝日新聞戦後補償問り約八万円程度の微々たるものであった(朝日新聞戦後補償問り約八万円程度の微々たるものであった(朝日新聞戦後補償問り約八万円程度の微々たるものであった(朝日新聞戦後補償問題を持ている。

それらは以下のような例である。

「本の後、一九九〇年代になってから、アジアの戦争被害者をの後、一九九〇年代になってから、アジアの戦争被害者をれらは以下のような例である。

誠意は何ら伝わっていないのである。直接的に賠償金が支払われたことはなく、謝罪の言葉もなく、いずれにせよ、日本政府や企業から元捕虜個人に対しては、

百歩譲って、日本政府・企業の法律的責任はサンフランシ 百歩譲って、日本政府・企業の法律的責任はサンフランシ 百歩譲って、日本政府・企業の法律的責任にサスコ平和条約で解消したと見なしても、日本は賠償問題で、 「経済大国」と言われるまでに復興したことを考えると、 直義的責任にもとづいて、ドイツの「記憶・責任・未来」基 金のように、企業と政府の出資による補償基金をつくって補 金のように、企業と政府の出資による補償基金をつくって補 でのように、企業と政府の出資による補償基金をつくって補 でのように、企業と政府の出資による補償基金をつくって補 のように、企業と政府の出資による補償基金をつくって補

甘く見てはいけない。
日本政府は戦争責任について、一九九五年の村山首相の談目本政府は戦争責任について、一九九五年の村山首相の談目本政府は戦争責任について、一九九五年の村山首相の談

なることは間違いない。 る和解と友好を計るなら、今後の外交関係に大いにプラスに貴重な資料が発掘されたことを好機として、各国とのさらな政府が麻生鉱業での捕虜使役の事実を認め、厚生労働省の